

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		栃木市勤労者体育センター使用料の減免
根拠法令等及び条項		栃木市勤労者体育センター条例第8条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市勤労者体育センター条例第8条 栃木市勤労者体育センター条例施行規則第4条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 7年 7月30日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市勤労者体育センター条例施行規則抜粋 (使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第8条の規則で定める特別な理由は次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除することができる使用料の額は当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 市又は栃木市教育委員会が主催し、又は共催する行事で利用するとき 全額</p> <p>(2) 栃木市勤労青少年ホーム条例（平成22年栃木市条例第109号）第6条第1項の規定により栃木市栃木勤労青少年ホームの利用承認を受けた団体が、その活動で利用するとき 全額</p> <p>(3) 中学生以下の者及びその同伴者（中学生以下の者1人につき2人までに限る。）が第3日曜日に利用するとき 全額</p> <p>(4) 中学生以下の者が土曜日に利用するとき 全額</p> <p>(5) 市内の中学校が部活動で利用するとき 全額</p> <p>(6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障がい者等」という。）が個人で利用するとき 半額</p> <p>(7) 障がい者等及びその関係者で構成する団体が、その活動で利用するとき 半額</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、減額し、又は免除することが適当と認められるとき 別に定める額</p> <p>2 条例第8条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、栃木市勤労者</p>	

体育センター使用料減免申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。